

埼玉県男女共同参画審議会規則

平成十八年六月十六日
規則第七十七号

改正 平成二〇年三月二八日規則第三八号

埼玉県男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

(委員)

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 学識経験のある者
- 二 男女共同参画の推進に関する活動を行っている者
- 三 市町村の長
- 四 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(部会)

第六条 審議会は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条第二項から第四項まで及び次条から第九条までの規定は、部会について準用する。

(関係者の出席)

第七条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第八条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第九条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名し、又は記名押印しなければならない。

一部改正〔平成二〇年規則三八号〕

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、県民生活部男女共同参画課において処理する。

一部改正〔平成二〇年規則三八号〕

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十年三月二十八日規則第三十八号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。